## 武吉次朗先生の「新語が映す中国」・31・ 「個税起徴点 | 中国経済新聞 081115 掲載

「個税」とは個人所得税の略で、「起徴点」とは徴税の起点、つまり免税点のことである。 改革開放前、中国のサラリーマンは給与が安いかわりに所得税は徴収されなかった。い や、そもそも所得税という概念も仕組みもなかった。一九八〇年に個人所得税法が施行さ れたが、当初の免税点は月収八百元だった。今は二千元に引き上げられている。

具体的には、毎月の給与から下記の「四金」を差し引いた残額が二千元を上回る額にたいして課税される仕組みになっており、金額に応じて五%から四十五%まで、九段階の累進制である。ちなみに「四金」とは、養老保険料(中国語では保険金)・医療保険料・失業保険料・住宅積立金(個人と雇用側が折半で拠出し、全額が個人口座に積み立てられる)を指し、日本の仕組みに似ている。個人所得税は日本と同様、給与から天引きされ、企業が一括納付する。

免税点が千六百元から二千元に引き上げられた時の説明によれば、これにより歳入は三百億元の減収になるけれども、サラリーマンの納税者は五割から三割まで減り、低所得層が恩恵を受けることになる。ところが「免税点がまだまだ低い、五千元まで引き上げるべきだ」などの要望や提言が、全人代の代表も含めて広く出されている。

二つのことが考えられる。

まず、「取られる税金は少ないほどよい」と思うのは世の常だが、前回の免税点引き上げによる三百億元の減収は、実は歳入全体の一%にも満たない。もっと大幅な減税により内需を喚起するほうが、経済全般の運営から見て得策ではないか、という大義名分がある。

次に、「サラリーマンは所得の隠しようがないのに、芸能人などの高額所得者は脱税がひどいのではないか」という不満が根底にあるようだ。中国の代表的国語辞典である『現代漢語詞典』には、脱税にあたる「逃税」のほか、「納税義務の履行を拒否すること」という釈義で「抗税」という単語まで収録されている。

「抗税」はともかく、原稿料や講演謝礼などへの課税や、確定申告にあたる「自己申告制」の規定はあるのだが、どこまで徹底しているのか疑問だ。飲食店などの自営業者への課税は税務局員のサジかげんによる、といった話もよく聞く。

そういえば、解せないことがある。たいていの国にある「相続税」や「贈与税」が、中国にはまだないのだ。全人代が一九九六年に、遺産税と贈与税の徴収をしだいに開始することを決め、四年前には「遺産税暫定条例」の草案まで起草されたのに、たなざらしになっている。これでは貧富の格差が広がる一方ではないのか。